

## タイ王国向け青果物の選別・こん包施設の証明書発行要領

令和元年8月19日制定  
令和2年4月1日一部改正  
令和2年12月14日一部改正  
令和3年7月27日一部改正  
令和4年4月7日一部改正  
令和4年8月4日一部改正  
令和6年4月1日一部改訂

### (目的)

第1条 本要領は、タイ王国向け輸出生鮮果実又は生鮮野菜（以下「青果物」という。）について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令・農林水産省令・財務省令第1号）第16条に基づく適合施設の認定、第19条に基づく定期的な確認等に関する手続き、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）第17条第6項の規定に基づく主務大臣への報告手続及び農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）第3の2に定める適合施設の認定に関する手続のほか、茨城県（以下「県」という。）が実施する適合施設の認定手続及び認定したことを証明する証明書の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 調査対象施設

タイ王国向けに青果物を輸出する、または輸出予定の県内の選別・こん包施設（以下「施設」という。）をいう。

#### (2) 証明書

「タイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果実の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という）」が定める基準を満たしている施設として、県が認定したことを証する文書をいう。

#### (3) 調査員

本要領に基づき、施設の認定基準を満たすか否かを判断するための調査を行う者をいう。調査員は農林水産部産地振興課及び各農林事務所並びに営業戦略部農産物販売課に所属する職員とする。

#### (4) 調査

認定基準を満たすか否かを判断するため、認定の申請があった施設において、県が調査を行うことをいう。

#### (5) 青果物の選別・こん包施設

青果物の収穫後、施設内における選別から販売目的でのこん包に至るまでの作業（外観や重量等による分類を行う選別、洗浄、商品の性状を変えない簡単な切断、こん包、開包装を伴う再こん包等を含み、加工を除く。）の全部又は一部を行う施設であって、単に輸送又は保管のみを行う施設で

ないものをいう。

#### (6) 認定施設

タイ王国向けに輸出する青果物の選別及びこん包について、告示第2条に定める基準に適合しているものとして、認定した選別及びこん包施設をいう。また、本要領における認定施設は、タイ保健省告示(2020年第420号)「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」で求められる認定施設としても認められる。

#### (認定基準)

第3条 告示の附属文書2及び附属文書3において定める基準を準用する。

#### (申請者の要件)

第4条 証明書の発行を申請することができる者(以下「申請者」という。)はタイ王国向けに青果物を輸出する、または輸出予定の選別・こん包を県内で実施する生産者又は団体の責任者とする。

#### (申請方法)

第5条 証明書の発行を希望する者は、別紙1「チェックリスト及び採点基準」により自己点検を行ったのち、調査を希望する日の2週間前までに証明書発行申請書(別紙様式第1号)及び必要書類を農産物販売課に提出する。

- 2 必要書類の提出方法は、一元的な輸出証明書発給システム、電子メール、郵送、来庁のいずれかによるものとする。
- 3 調査及び認定に要する経費は当面の間、無料とする。ただし、郵送による証明書の交付を希望する場合は、申請時に、必要な金額の切手を貼り付けた返信用封筒を必要書類に添えて農産物販売課に送付するものとする。

#### (調査)

第6条 前条の規定による申請を受理した場合、農産物販売課は、該当する農林事務所に申請情報を提供し、農林事務所は申請者と日程を調整した上で、調査を行う。

- 2 調査員は、調査対象施設が認定基準を満たすか否かについて、別紙1「チェックリスト及び採点基準」に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認及び施設の責任者へのヒアリング等により調査を行う。なお、調査は原則2名以上で行うものとする。
- 3 調査員は、認定基準の適合性について評価し、その結果を農産物販売課に報告する。
- 4 調査の結果、認定基準を満たしていないことが確認された場合には、農林事務所と申請者で協議の上、再調査を実施することができる。なお、再調査は、初回の調査日から1か月以内に実施するものとする。
- 5 農産物販売課は、施設の責任者から求めがあった場合には、調査結果を申請者宛て開示するものとする。

#### (証明書等の交付)

第7条 農産物販売課は、調査員から報告があったものについて、当該施設が認定基準を満たしていることが確認された場合には、申請者に対し認定通知書(別紙様式第2号)及び証明書を交付するもの

とする。なお、タイ王国向けの輸出にあたって輸出業者等に提出する証明書原本の写しについては、証明書の交付と同時に申請時の求めに応じ、最大 10 枚まで交付するものとする。

2 農産物販売課は、申請者の希望に応じて、次の各号に掲げるいずれかの方法により交付するものとする。

- (1) 農産物販売課又は農林事務所において手交
- (2) 郵送

(監査)

第 8 条 農産物販売課は、証明書を交付された申請者（以下「認定取得者」という。）に対し、必要があると認められるときは、認定基準の適合の可否を監査するものとする。

2 前項において、農産物販売課は、監査の結果、改善の必要があると認められるときは、認定取得者に対して必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(有効期間)

第 9 条 証明書の有効期間は、証明書発行日から 3 年とする。

(認定の更新)

第 10 条 認定の更新を希望する認定取得者は、証明書の発行日から 3 年を経過する日の 2 か月前から第 5 条第 1 項の規定に準じ更新申請を行うものとする。

- 2 更新による証明書の有効期間は、更新日から 3 年間とする。
- 3 認定の更新に際しては、第 6 条の規定に基づく調査を行う。

(証明書の目的外使用の禁止)

第 11 条 認定取得者は、タイ王国向けの輸出時に輸出業者等に対し、証明書原本の写しを提供する目的以外に証明書を使用してはならない。

(認定内容の変更)

第 12 条 認定取得者は、証明書の有効期間内において、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、証明書記載事項変更申請書（別紙様式第 3 号）により、遅滞なく農産物販売課に申請しなければならない。

- (1) 認定を受けた施設の名称、住所、取扱品目
- (2) 登録選別こん包施設番号の新規取得、または変更

- 2 農産物販売課は、変更申請を受理した際は、必要に応じて調査を実施の上、証明書を再発行することができる。なお、再発行された証明書の失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とする。郵送で証明書の発行を希望する場合は、第 5 条第 2 項ただし書きを準用する。
- 3 証明書の再発行を受けた認定取得者は、当初発行の証明書及び原本の写しを農産物販売課に遅延なく返却しなければならない。

(証明書原本の写しの追加発行等)

第 13 条 農産物販売課は、証明書原本の写しの発行枚数が不足する場合に限り、証明書原本の写しを

追加発行することができる。

- 2 追加発行を希望する認定取得者は、追加発行申請書（別紙様式第4号）に別添の輸出計画を添え、農産物販売課に提出するものとする。なお、追加発行された証明書原本の写しの失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とする。

（認定を受けた者の遵守事項）

第14条 認定取得者は、認定基準に則した管理を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

- 2 認定取得者は、農産物販売課の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

（公表）

第15条 県が証明書を交付した施設の認定番号、施設名、所在都道府県及び対象品目並びに証明書の一時停止、及び取り消し情報は、法第17条第6項及び第7項の規定に基づき公表するものとする。

（認定の取消）

第16条 農産物販売課は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該認定を取り消し、認定取消通知書（別記様式第5号）を施設の責任者宛て通知する。

- （1）認定取得者の取組が認定基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ農産物販売課による改善指導に従わない場合
- （2）認定取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- （3）認定取得者が証明書及び原本の写しを不正に使用した場合
- （4）その他、認定取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

（書類等の整備及び保管）

第17条 認定取得者は、認定に関する書類等を整備し、認定を受けた日から5年間保管するものとし、県からの求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

- 2 農産物販売課は、必要な書類について、現地調査を実施した日から5年間保管するものとする。
- 3 農産物販売課は、認定事項を記載した一覧表（別添様式第6号）を作成・保存する。

（事故等の対応）

第18条 認定取得者は、本要領に基づく認定を受けた施設から出荷したタイ王国向け青果物に対する苦情や問合せ、事故等（以下「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備しなければならない。また、認定取得者は、出荷したタイ王国向け青果物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止しなければならない。

- 2 農産物販売課は、事故等が発生した場合、必要に応じて調査を行い、原因究明を行うとともに、施設の責任者に対し適切な指導を行うものとする。

（留意事項）

第19条 本証明書の発行は、タイ王国向け青果物の円滑な輸出が行われるよう、行政サービスの一環

として行うものであり、事前通知なしに当該証明書発行の遅延、本要領の変更等が行われる可能性がある。なお、県は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 8 月 19 日から施行する。
- 2 農産物輸出促進チームは、令和 3 年 3 月 31 日までに、本県の輸出環境を踏まえ、本証明の発行状況及び調査実施体制について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、本要領の改正、廃止など所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本要領の改正前に認定された施設及び発行された証明書は、本要領の改正後、法第 17 条第 2 項の規定により、本要領に基づき認定された施設及び発行された証明書とみなす。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。